

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県調理師法施行細則の一部を改正する規則	1
◎高知県立幡多看護専門学校学則の一部を改正する規則	1
◎高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例施行規則の一部を改正する規則	1

規 則

高知県調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第21号

高知県調理師法施行細則の一部を改正する規則

高知県調理師法施行細則（昭和34年高知県規則第55号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第3条第1項第1号の厚生労働大臣」を「第3条第1号の都道府県知事」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。



高知県立幡多看護専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第22号

高知県立幡多看護専門学校学則の一部を改正する規則

高知県立幡多看護専門学校学則（平成18年高知県規則第47号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次のとおり」を「次に掲げるとおり」に改める。

第3条第1項中「次のとおり」を「次の表に定めるとおり」に改める。

第4条第2項中「次の」を「次に掲げる」に改める。

第6条第2項及び第7条第1号中「別に」を削る。

第9条第1項第2号中「規定により文部科学大臣が」を「文部科学大臣の」に、「規定により厚生労働大臣が」を「都道府県知

事の」に改め、同項第3号中「規定により」を削り、「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改め、同項第4号中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に改め、「規定により」を削り、「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改め、同項第5号から第10号までの規定中「規定により」を削り、「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改め、同条第4項中「別に」を削る。

第10条第2項及び第11条第2項中「別に」を削る。

第14条中「別に」を「校長が」に改める。

第15条第1項中「別に」を削る。

第16条中「別に」を「校長が」に改める。

第17条第2項、第18条第2項、第19条、第20条第1項及び第4項並びに第21条中「別に」を削る。

第28条第1項中「次に掲げるとおり」を「次の各号のいずれかに該当する場合」に改め、同条第2項中「別に」を削る。

第32条第2項、第33条第2項及び第34条中「別に」を削る。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。



高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第23号

高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例施行規則の一部を改正する規則

高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例施行規則（平成20年高知県規則第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。